

# 里親委託費の手引き

令和7年度版  
鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども福祉課

## 目次

1	里親委託費について .....	- 2 -
2	里親委託費支払いの流れ .....	- 2 -
3	課税上の取扱いについて .....	- 3 -
4	里親委託費単価表 .....	- 4 -
5	各費目の概要 .....	- 5 -
6	問合せ先 .....	- 30 -

## 1 里親委託費について

委託を受けると、児童福祉法や国の交付要綱等の規定に基づき、子どもの養育に必要な措置費（里親委託費）が支払われます。

里親委託費には、様々な種類（費目）があり、一般生活費など、手続きの必要がない費目もありますが、証明書等の書類の提出が必要となる費目もあります。

また、口座振込となりますので、初回到口座登録の手続きについて、御案内いたします。

※一時保護に係る委託費の手続きについては、一時保護委託を決定した児童相談所より、個別に御案内があります。

## 2 里親委託費支払いの流れ

### ① 必要書類の提出

- 費用を負担した月の翌月5日までに必要書類を提出してください。  
（※各費目に必要な書類の詳細は「5 各費目の概要」を参照）。  
例）5月分の書類は6月5日までに送付
- 原則、里親委託費の支払いはその年度内に行う必要があります。  
3月分の書類の提出期限である4月5日が最後の提出期限となりますので、書類の提出漏れがないように御注意ください。
- 提出書類に不備等がある場合はお支払いができません。必要書類が全て揃ったことを確認してお支払いします。

#### 【提出先】

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども福祉課子ども福祉係

### ② 支払い

- 費用負担の対象となった月の翌月21日（当該日が土日祝の場合はその直前の開庁日）に口座振込でお支払いします。

例）5月分→6月21日支払い

★ 年度末の単価改正に伴う差額の精算について

里親委託費に係る費目の額などについては、国の交付要綱において定められており、国において改正することがあります。

国の交付要綱の改正により、当該年度の里親委託費に差額が生じた場合、子ども福祉課で計算し、差額精算（振り込みなど）を行います。

★ 書類を準備・作成する上での注意点

- ・ 書類には必ず記名をお願いします。
- ・ 修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。
- ・ 書類の記載内容に修正がある場合は、二重線を引き、訂正印を押した上で正しく書き換えてください。学校長や学習塾長等里親以外の者が証明した書類に修正が必要な場合には里親の印で訂正せず、証明者の印で訂正してください。
- ・ 各様式や領収書については内訳が不明な場合、支払いをすることができません。必ず内訳が分かるように記載してください。
- ・ 詳細を確認するために「5 各費目の概要」の各項目に記載している【提出書類】以外の書類の提出を求める場合があります。

**3 課税上の取扱いについて**

里親委託費については、雑所得となりますが、委託児童の養育に要した費用（食費、衣類費、教育費、教養娯楽費等）や里親としての活動に要した費用等（研修会への参加、里子に同伴するための旅費等）の必要経費を差し引き、残額が生じない場合、確定申告の必要はありません。

税務署からの照会があった場合には里親委託に係る金銭の収支状況を説明する必要がありますので、収支状況の記録や書類を整理しておく必要があります。

なお、確定申告に係る具体的な手続き等については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

#### 4 里親委託費単価表

※ 令和8年1月要綱（令和7年4月1日遡及適用）

費用の種類	対象児童							月額単価（円）	支弁月	
	乳児	幼児	小学	中学	特支 高等部	高校	その他			
一般生活費	○							65,910 (日額2,168)	毎月	
		○	○	○	○	○	○	57,080 (日額1,877)		
幼稚園・保育所費	○	○						実費	随時	
教育費	教育費			○				7,210	毎月	
					○			9,380		
	教材費			○	○	○			実費	随時
	通学費			○	○	○			実費	随時
	部活動費				○	○			実費	随時
	学習塾費				○				実費	随時
	入学時特別加算						○		86,300	5月（4月分） 又は転入学時
資格取得費						○		57,620	随時	
学校給食費				○	○	○		実費	随時	
見学旅行費				○				22,690	随時	
					○			60,910		
						○	○	111,290		
入進学支度金				○				64,300	5月（4月分） 又は転入学時	
					○			81,000		
特別 育成費	特別育成費	国公立					○	上限28,330	①10月（9月分）	
		私立						上限39,540	②4月（3月分）	
	通学費						○		実費	随時
	入学時特別加算						○		上限86,300	5月（4月分） 又は転入学時
	資格取得費						○	○	上限57,620	随時
	補習費保護単価						○	○	上限20,000 上限25,000	随時
	補習費特別保護単価					○	○	○	上限25,000	随時
大学等受験費						○	○	上限158,000	随時	
夏季等特別行事費				○	○			3,150	随時	
期末一時扶助費		○	○	○	○	○	○	6,150	1月（12月分）	
医療費		○	○	○	○	○	○	実費	随時	
職業補導費	交通費							実費	随時	
	教科書代等						○	5,030	毎月	
冷暖房費		○	○	○	○	○	○	870	毎月	
就職支度費	特別基準				○	○	○	82,760	委託を解除された月の 翌月	
					○	○	○	413,340		
大学進学等 自立生活支度費	特別基準					○	○	82,760	委託を解除された月の 翌月	
						○	○	413,340		
葬祭費		○	○	○	○	○	○	163,540	随時	
里親手当	専門里親	○	○	○	○	○	○	141,000	毎月	
	専門里親以外							90,000		
里親委託 児童通院費	専門里親	○	○	○	○	○	○	上限15,000	随時	
	養育里親							上限7,500		
受託支度費		○	○	○	○	○	○	上限44,630	委託を受けた月の翌月	
予防接種費		○	○	○	○	○	○	実費	随時	
防災対策費		○	○	○	○	○	○	上限450,000	4月（3月分）	
視力矯正費		○	○	○	○	○	○	実費	随時	
学習指導加算				○	○			8,310	毎月	

※ 特支高等部・・・特別支援学校高等部の略 ※ 上限・・・単価を上限とする実費払い

## 5 各費目の概要

### (1) 一般生活費

#### 【対象】

すべての里親委託児童

#### 【経費の使途】

日常生活に必要な経常的諸経費

#### 【提出書類】

不要

#### 【備考】

- ・ 委託している月分を毎月定額で支弁します。
- ・ 月の途中で委託，解除又は停止，停止解除等の措置があった場合は日割により支弁します。
- ・ 乳児とその他の児童で支弁額が異なります。
- ・ 乳児とは一歳未満の者をいい，月の途中において1歳に達した者については，その月中は乳児とみなします。

## (2) 幼稚園・保育所費

### 【対象】

幼稚園及び子ども・子育て支援法（以下、支援法）第19条第1号から第3号までに該当する児童として同法第20条第1項の認定を受けた保育所等入園児童

### 【経費の使途】

幼稚園・保育所等の就園に必要な経費  
例) 入学金, 保育料, 制服, 延長保育料等

### 【提出書類】

- ・ 幼稚園（①又は②）
  - ① 幼稚園・保育所費受領証明書（様式1）
  - ② 領収書及び幼稚園で使用することが分かる文書
  
- ・ 保育所等（①は年1回, 以降②又は③）
  - ① 支援法第20条第1項の認定を受けたことが分かる市町村からの通知の写し
  - ② 幼稚園・保育所費受領証明書（様式1）
  - ③ 領収書及び保育所等で使用することが分かる文書

### 【備考】

- ・ 対象施設は、幼稚園、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設、企業主導型保育事業所、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱに限る）を行う施設、施設等利用給付の対象となる認可外保育施設です。
- ・ 寄付金等は対象外です。
- ・ 各自治体において施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額となります。
- ・ 支援法第19条第1号から第3号までに該当する児童として認定を受けるには、当該子どもの保護者（里親）が市町村に申請する必要があります。
- ・ 支弁にあたっては、対象施設かどうか確認する必要がありますので、事前に子ども福祉課へ御相談ください。

(3) 教育費 (ア) 教育費

【対象】

小学生, 中学生, 特別支援学校高等部在学児童

【経費の使途】

児童の義務教育に必要な学用品費, 習い事に係る費用, 学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用にかかる費用

例) 筆記用具, 文房具, 通学用品, 遠足代, 学級費, 保険代, 習い事 (ピアノ, 絵画, 水泳, 野球, サッカー, ダンス, 習字, そろばん, 英会話等), 学習に用いるスマートフォンの端末代や通信費等

【提出書類】 ①～③のいずれか該当するもの

- ① 入学証明書 (様式 2)
- ② 在学証明書 (様式 3)
- ③ 転入学証明書 (様式 4)

【備考】

- ・ 在学している月分を毎月定額で支弁します。
- ・ 在学証明書等は毎年度 4 月に提出が必要です。内容に変更がない限り以後の提出は不要です。

### (3) 教育費 (イ) 教材費

#### 【対象】

小学生，中学生，特別支援学校高等部在学児童

#### 【経費の使途】

教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な費用

例) 各教科の副読本，こくごノート等科目名のついたノート，辞書，テスト（適性検査等を除く），ワークブック，ドリル，習字セット，絵の具セット，裁縫セット，彫刻刀，リコーダー，鍵盤ハーモニカ等

#### 【提出書類】 ①（いずれか該当するもの）及び②

- ① 入学証明書（様式2），在学証明書（様式3），転入学証明書（様式4）
- ② 教科書等の指定証明書（様式5）

#### 【備考】

- ・ 私立中学校に通う児童は上記対象例のほかに教科書代，授業料も対象です。
- ・ 「(3)教育費」の「(ア)教育費，(ウ)通学費，(エ)部活動費，(カ)入進学時特別加算」，「(4)学校給食費」，「(5)見学旅行費」，「(6)入進学支度金」，「(8)夏季等特別行事費」に含まれるものは対象外となります。
- ・ 教科書等の指定証明書には，学校長の証明が必要です。

(3) 教育費 (ウ) 通学費

【対象】

小学生，中学生，特別支援学校高等部在学児童

【経費の使途】

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅費運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合は，これに準ずるもの），自転車購入費等

例）電車やバス等公共交通機関の定期券，学校の許可を受けた自転車及びバイク（ヘルメット，防犯登録代，修理代含む）等

【提出書類】 ①（いずれか該当するもの）及び②

① 入学証明書（様式2），在学証明書（様式3），転入学証明書（様式4）

② 領収書及び定期券の写し（定期券を利用する場合）

【備考】

タクシー等，一般家庭において想定されないものは対象外です。

(3) 教育費 (エ) 部活動費

【対象】

中学生，特別支援学校高等部在学児童

【経費の使途】

部活動に必要な道具代，遠征費等

例）部費，部活動で使用するユニフォーム・スポーツ用品・道具，遠征費等

【提出書類】 ①及び②

① 部活動入部証明書（様式6）又は部活動在籍証明書（様式7）

② 部活動費証明書①（様式8）又は部活動費証明書②（様式9）

【備考】

地域クラブは学校教育の一環として行われる部活動とは性質を異にするものであることから，部活動が地域クラブへ移行した場合でも，その活動に係る経費は対象外となります。

### (3) 教育費 (オ) 学習塾費

#### 【対象】

中学生のうち学習塾に通っている児童

#### 【経費の使途】

学習塾必要な授業料（月謝），講習会費等  
例）入会金，授業料，テキスト代，講習会費等

#### 【提出書類】

領収書

#### 【備考】

- ・ 家庭教師への月謝等については対象外となります。
- ・ タブレット等を用いたオンライン通信型の塾に係る費用も対象となります。

### (3) 教育費 (カ) 入学時特別加算

#### 【対象】

特別支援学校高等部入学児童

#### 【経費の使途】

特別支援学校高等部入学に必要な学用品等  
例）制服，体操服，上履き等入進学の際に購入することが想定されるもの

#### 【提出書類】

入学証明書（様式2）

#### 【備考】

- ・ 入学証明書が提出されたことを確認し，支弁します。
- ・ 年度途中の委託に伴う転校がある場合も支弁の対象となります。  
その場合は「転入学証明書（様式4）」を御提出ください。

### (3) 教育費 (※) 資格取得費

#### 【対象】

特別支援学校高等部在学児童

#### 【経費の使途】

就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費  
例) 運転免許取得にかかる費用等

#### 【提出書類】

資格取得等特別加算費申請書(様式13)及び領収書

#### 【備考】

- ・ 特別支援学校高等学校第3学年以外に支弁することが適当と判断される場合には、特別支援学校高等学校第3学年以外においても支弁可能です。
- ・ 在学中に1回限りの支弁となります。

### (4) 学校給食費

#### 【対象】

小学生, 中学生, 特別支援学校高等部在学児童

#### 【経費の使途】

学校給食に必要な経費

#### 【提出書類】 ①又は②

- ① 給食費領収書(様式10)
- ② 振込受領書, 引き落としの分かる通帳の写し等

#### 【備考】

提出書類②について, 振込受領書等のみで給食費であることが分からない場合は学校からの案内等を添付してください。

## (5) 見学旅行費

### 【対象】

小学校第 6 学年，中学校第 3 学年，高等学校第 3 学年（特別支援学校高等部含む。）  
在学児童

### 【経費の使途】

見学旅行に直接必要な交通費，宿泊費等

### 【提出書類】

見学旅行参加証明書（様式11）

### 【備考】

- ・ 単価での支払いになります。
- ・ 別学年で実施される場合も対象となります。

## (6) 入進学支度金

### 【対象】

小学校第 1 学年入学児童，中学校第 1 学年入学児童

### 【経費の使途】

入進学に際して必要な学用品等の購入費

例) 制服，体操服，上履き，ランドセル等，入進学の際に購入することが想定される  
もの

### 【提出書類】

入学証明書（様式 2）又は転入学証明書（様式 4）

### 【備考】

- ・ 入学証明書が提出されたことを確認し，支弁します。
- ・ 年度途中の委託に伴う転校がある場合も支弁の対象となります。  
その場合は「転入学証明書（様式 4）」を御提出ください。

(7) 特別育成費 (ア) 特別育成費

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信課程を含む）、高等専門学校（入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在学している児童

【経費の使途】

高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用

【提出書類】 ①（いずれか該当するもの）及び②～⑥のうち該当するもの

- ・ 必須
  - ① 入学証明書（様式2）、在学証明書（様式3）、転入学証明書（様式4）
- ・ 授業料等（②又は③）
  - ② 授業料等受領証明書（様式12）
  - ③ 領収書及び通学に必要であることが分かる学校からの文書
- ・ 部活動（④及び⑤）
  - ④ 部活動入部証明書（様式6）又は部活動在籍証明書（様式7）
  - ⑤ 部活動費証明書①（様式8）又は部活動費証明書②（様式9）
- ・ 習い事
  - （ピアノ、絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話等）
  - ⑥ 領収書（余白等に習い事である旨を記載ください。）
- ・ 通信端末
  - ⑦ 領収書及び学習用であることが分かる学校からの文書

【備考】

- ・ 4～9月分を10月に、10～3月分を翌年度4月に支弁します。
- ・ 月額上限の範囲内で毎月分けて支弁することも可能ですので、必要な場合は、子ども福祉課へ御相談ください。
- ・ 高等学校第1学年においては、これに加えて、「(7)特別育成費」の「(ウ)入学時特別加算」をまとめて上限として取り扱うことも可能です。

(7) 特別育成費 (イ) 通学費

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信課程を含む）、高等専門学校（入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在学している児童

【経費の使途】

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅費運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合は、これに準ずるもの）、自転車購入費等

例）電車やバス等公共交通機関の定期券、学校の許可を受けた自転車及びバイク（ヘルメット、防犯登録代、修理代含む）等

【提出書類】 ①（いずれか該当するもの）及び②

- ① 入学証明書（様式2）、在学証明書（様式3）、転入学証明書（様式4）
- ② 領収書及び定期券の写し（定期券を利用する場合）

【備考】

タクシー等一般家庭において想定されないものは対象外です。

(7) 特別育成費 (ウ) 入学時特別加算

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信課程を含む）、高等専門学校（入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校の第1学年入学児童

【経費の使途】

高等学校入学に際し必要な学用品費  
例) 制服, 通学鞆, 入学金等

【提出書類】 ①及び②又は③

- ① 入学証明書（様式2）
- ② 授業料等受領証明書（様式12）
- ③ 領収書及び入学に必要であることが分かる学校からの文書

【備考】

- ・ 高等学校入学のために3月中に支払った場合も対象です。
- ・ 再入学（編入学）に際して、新たに制服等準備する必要がある場合には、入学時特別加算の対象です。

(7) 特別育成費 (エ) 資格取得費

【対象】

高等学校第3学年在学児童，高等学校に在学していない（高等学校第3学年相当の年齢の）児童

【経費の使途】

就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費  
例) 運転免許取得にかかる費用等

【提出書類】

資格取得等特別加算費申請書（様式13）及び領収書

【備考】

- ・ 自立支援や就職支援を目的とするものであれば，複数回受講した講習会の費用を上限額の範囲内で合算して支弁することが可能です。
- ・ 高等学校第3学年以外に支弁することが適当と判断される場合には，高等学校第3学年以外においても支弁可能です。
- ・ 在学中に1回限りの支弁となります。

(7) 特別育成費 (オ) 補習費保護単価

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信課程を含む）、高等専門学校（入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在学している児童、特別支援学校高等部在籍児童、義務教育を終了した児童のうち高等学校に在籍していない児童

【経費の使途】

学習塾等を利用した場合にかかる経費

例) 入会金, 授業料, テキスト代, 講習会費等

【提出書類】

領収書

【備考】

- ・ 家庭教師への月謝等については対象外となります。
- ・ タブレット等を用いたオンライン通信型の塾に係る費用も対象となります。

(7) 特別育成費 (カ) 補習費特別保護単価

【対象】

集団生活に馴染むことが困難であると考えられる中学生及び高校生等

【経費の使途】

個別学習支援を受けた場合にかかる費用

例) 家庭教師への月謝等

【提出書類】

補習費特別保護単価申請書（様式14）及び領収書，児童相談所又は病院の意見書

【備考】

- ・ 集団学習に馴染むことが困難であると考えられる中学生及び高校生に対し，家庭教師等を里親宅に招き個別学習支援を行う方法等により実施した場合に支弁対象となります。
- ・ 利用を検討される場合には，事前に子ども福祉課へ御相談ください。

## (7) 特別育成費 (※) 大学等受験費

### 【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信課程を含む）のほか、専修学校（高等課程に限る。）等の大学受験資格を得られる施設に在籍している児童、高等学校卒業程度認定試験に合格した児童

### 【経費の使途】

大学等受験に係る経費

例) 受験料, 交通費, 宿泊費, 願書の取り寄せ等

### 【提出書類】

大学等受験費申請書（様式15）及び領収書, 受験したことが分かる資料（受験票の写し等）

### 【備考】

- ・ 模擬試験やオープンキャンパス等の大学の受験のための準備に要する費用については対象外となります。
- ・ 「大学等」には、大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、その他法令に定めがあるこれらに準じる教育施設を含みます。

(8) 夏季等特別行事費

【対象】

小学生, 中学生

【経費の使途】

学校又は教育委員会が, 当該学年児童生徒の全員を参加させて行う夏期等の臨海, 林間学校等の行事に参加するために必要な交通費等

【提出書類】

夏期等特別行事参加証明書 (様式16)

(9) 期末一時扶助費

【対象】

すべての里親委託児童

【経費の使途】

児童の年末における被服等の購入費

【提出書類】

なし

【備考】

12月初日に委託されている児童が対象となります。

(10) 医療費 (ア) 健康保険適用外の診療行為を除く

【対象】

すべての里親委託児童

【経費の使途】

児童の医療に必要な経費

【提出書類】

なし

【備考】

- ・ 児童相談所が交付する受診券及びマイナ保険証又は資格確認書（児童が保険に加入している場合）を医療機関の窓口で提示してください。
- ・ 里親の窓口での負担はありません。

(10) 医療費 (イ) 予防接種

【対象】

すべての里親委託児童

【経費の使途】

インフルエンザの予防接種に係る経費

【提出書類】

領収書

【備考】

- ・ 「(19) 予防接種費」とは対象の予防接種が異なります。
- ・ 領収書のみで予防接種の内容がわからないときには、内容が分かる資料を添付してください。

(11) 職業補導費

【対象】

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの

【経費の使途】

・ 交通費

最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券  
(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)

・ 教科書代等

月額単価にて支弁

【提出書類】

・ 交通費 (①及び②)

① 在学証明書 (様式 3)

② 領収書及び定期券の写し (定期券を利用する場合)

・ 教科書代等

在学証明書 (様式 3)

(12) 冷暖房費

【対象】

すべての里親委託児童

【経費の使途】

児童の冷暖房費

【提出書類】

なし

【備考】

月初日に委託されている児童が対象となります。

### (13) 就職支度費

#### 【対象】

就職するためその措置が解除されることとなった児童

#### 【経費の使途】

- ・ 就職に際し必要な寝具類，被服類等の購入費
- ・ 就職に際し必要な住居費，生活費等（特別基準）

#### 【提出書類】 ②は該当する場合のみ

- ① 採用通知の写し
- ② 就職支度費特別基準申請書（様式17）（特別基準適用の場合）

#### 【備考】

保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童，保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童（ただし，公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合及び里親委託から継続して児童自立生活援助事業を利用する場合を除く）は特別基準が適用されます。

該当する児童がいる場合は、事前に児童相談所へ御相談ください。

(14) 大学進学等自立生活支度費

【対象】

大学等へ進学するためその入所の措置が解除される児童

【経費の使途】

- ・ 進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費
- ・ 進学に際し必要な住居費，生活費等（特別基準）

【提出書類】 ②は該当する場合のみ

- ① 合格通知の写し
- ② 大学進学等自立生活支度費特別基準申請書（様式18）（特別基準適用の場合）

【備考】

- ・ 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童，保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童（ただし，公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合及び里親委託から継続して児童自立生活援助事業を利用する場合を除く）は特別基準が適用されます。

該当する児童がいる場合は，事前に児童相談所へ御相談ください。

- ・ 日中に就業し，かつ夜間大学へ就学するため措置が解除となる児童については，就職支度費と大学等自立生活支度費の併給が可能です。ただし，特別基準分は併給されません。

(15) 葬祭費

【対象】

死亡した児童

【経費の使途】

死亡した児童の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費

【提出書類】

領収書及び内訳書（火葬代，運搬費用の分かるもの）

(16) 里親手当

【対象】

すべての里親委託児童（親族里親及び養子縁組里親を除く）

【経費の使途】

児童に係る委託手当

【提出書類】

なし

【備考】

専門里親として受託した場合は、専門里親手当額が適用されます。

(17) 里親委託児童通院費

【対象】

障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童

【経費の使途】

里親委託児童等が通院する際に必要な経費

【提出書類】

里親委託児童通院費認定申請書（様式19）

【備考】

- ・ 専門里親とそれ以外の里親で支弁額が異なります。
- ・ 該当する児童がいる場合は、事前に児童相談所へ御相談ください。

(18) 受託支度費

【対象】

新たに里親委託された児童

【経費の使途】

新たに措置した際に必要な経費

例) 児童の衣服, 食器, 学習机, 寝具, ベビーカー等

【提出書類】

領収書

【備考】

- ・ 委託の決定に向けた手続き（マッチング等を含む。）を開始した日から，委託の日から1か月までの期間に購入したものが対象です。
- ・ 制服代（入学支度金），学用品（教育費），食費（一般生活費）等他の費目の対象となるものは対象外です。
- ・ 購入内容を確認するため，領収書以外の資料を追加で求める場合があります。
- ・ 領収書等で購入内容の確認ができない場合，対象外となる場合があります。

(19) 予防接種費

【対象】

すべての里親委託児童

【経費の使途】

児童の予防接種に必要な経費

※ 対象となる予防接種は以下のとおりです。

- ・ A類疾病（ジフテリア，百日せき，急性灰白髄炎，麻しん，風しん，日本脳炎，破傷風，結核，Hib感染症，肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る），ヒトパピロマーウイルス感染症）
- ・ 政令で定めるA類疾病（痘そう，水痘，B型肝炎，ロタウイルス感染症）
- ・ 破傷風トキソイド
- ・ RSウイルス感染症
- ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

【提出書類】

領収書

【備考】

- ・ 「(10) 医療費 (イ) 予防接種」とは対象の予防接種が異なります。
- ・ 領収書のみで予防接種の内容が分からないときには，内容が分かる資料を添付してください。
- ・ 保護者から予防接種を受けているか確認が取れない場合，抗体検査にかかる費用も対象となります。

(20) 防災対策費

【対象】

すべての里親委託児童

【経費の使途】

防災教育，避難訓練の実施及び防災用具の購入等，総合的な防災対策の充実にかかる経費

例) 非常食，水，蓄電池，非常用トイレ，防災カーテン等

【提出書類】

領収書

【備考】

- ・ 日常生活用品と区別がつかないものは対象外です。
- ・ 3月分として支弁します。

(21) 視力矯正費

【対象】

すべての里親委託児童

【経費の使途】

児童の視力矯正に必要な経費

例) 視力矯正のための眼鏡，コンタクトレンズ，ケア用品代，眼鏡の修理代

【提出書類】

処方箋（初回のみ）及び領収書

【備考】

カラーコンタクトは対象外です。

(22) 学習指導加算

【対象】

小学生, 中学生

【経費の使途】

学業に遅れのある小学生（義務教育学校前期課程を含む。）及び高校等受験を目指す中学生（義務教育学校後期課程を含む。）に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う費用

【提出書類】

なし

## 6 問合せ先

- 鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども福祉課子ども福祉係

住 所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号：099-286-2771

- 児童相談所

児童相談所名	住所	電話番号	管轄区域
中央児童相談所	〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘 6-12	099-264-3003	鹿児島市, 枕崎市, 指宿市 西之表市, 日置市, 霧島市 いちき串木野市, 南さつま市 南九州市, 始良市, 鹿児島郡 熊毛郡
北部児童相談所	〒895-1811 薩摩郡さつま町虎居 704-2	0996-21-3150	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市 伊佐市, 薩摩郡, 出水郡 始良郡
大隅児童相談所	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-7011	鹿屋市, 垂水市, 曾於市 志布志市, 曾於郡, 肝属郡
大島児童相談所	〒894-0012 奄美市名瀬小俣町 20-2	0997-53-6070	奄美市, 大島郡

※ 管轄区域と異なる児童相談所から, 里親委託を行う場合があります。